

マレーシアにおける障害のある人の所得保障の現状と課題

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード: マレーシアの障害のある人, 貧困, 所得保障, Persons with Disabilities in Malaysia, Poverty, Income Security 作成者: リム, テー テング メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/29495

マレーシアにおける障害のある人の 所得保障の現状と課題

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻
リム テー テング

Present State and Challenges in the Context of Income Security of Persons with Disabilities in Malaysia

LIM Tee Teng

要旨

マレーシアにおいて障害のある人は常に社会から忘れられがちな存在である。国の発展の主流からは障害のある人は除外されて、経済の発展を享受する機会は少なく、十分な生活水準を保障されている人は極めて少ない。その一方、世界は障害のある人の権利保障に懸命に努力している。障害のある人に関する権利条約の採択は障害のある人の平等かつ尊厳を持って生きることへの希望を与える。

マレーシア政府は宣言と留保をしながらも権利条約を批准した。この批准に際して、マレーシア政府は国際的基準を満たすことを期待し、マレーシアの障害のある人の環境が改善できるように求めている。だからこそ、マレーシアの障害のある人が直面する問題を検討し、特に所得保障の問題は徹底して検討しなければならない。マレーシアでは障害のある人の多くは貧困層に属し、家族に頼って生活する道しかないということから所得保障の問題は喫緊の課題である。障害のある人が十分な生活水準を送ることが困難な原因は多様であり、法律・政策の問題や所得保障制度自体の問題によって障害のある人が生活困窮の問題を持つこともある。本稿では、障害のある人の生活の実態を踏まえた上で、所得保障の問題発生の原因を探り、解決の道を提案する。

キーワード

マレーシアの障害のある人, 貧困, 所得保障

Abstract

In Malaysia, persons with disabilities have always been neglected by society, and their concerns and needs are seldom taken into consideration in national development. As a results, marginalization of persons with disabilities in the mainstream society and economy has caused poverty issues, and most of the persons with disabilities are unable to sustain an adequate living. In contrast, the world has quickly progressed in improving the living standards of persons with disabilities and providing them with entitlements based livelihood. The adoption of the Convention on the Rights of the Persons with Disabilities, enables persons with disabilities to enjoy better livelihood with equal rights and dignity.

Malaysia has recently ratified the convention subject to the reservations on articles 15

and 18 and a declaration limiting the government's legal application of the principles of non-discrimination and equality. With the ratification, Malaysia is bound by the convention and countries that accept the convention are obliged to take measures including legislation and policies to ensure the rights of persons with disabilities. Thus, with the ratification of the convention, Malaysia has taken an important step to protect the rights of persons with disabilities and has committed to improve their current situation. Therefore, it is timely to examine issues regarding persons with disabilities in Malaysia, particularly their income security, because most of them remain in poverty and rely on family support for their living.

Barriers preventing persons with disabilities to sustain a living created by multiple factors. This article examines causes of their poverty and demonstrate that it is results from the government policy and problem related to the social income security system. This article describes the present state of persons with disabilities and provides suggestions for the creation of better income security so that persons with disabilities have adequate livelihood.

Key Words

Persons with Disabilities in Malaysia, Poverty, Income Security

はじめに

障害のある人に関する権利条約（以下、「権利条約」と略す）前文の(t)は「障害のある人の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、これに関しては、障害のある人に及ぼす貧困の悪影響に取り組むことが緊急であることを認め」と指摘している。さらに、権利条約の28条の適切〔十分〕な生活水準及び社会保護の条文は貧困の取り組みについての規定を設けている。障害のある人の貧困問題は各国において共通の課題であることが示されている。

マレーシアにおいても、同じく障害のある人の貧困問題を抱えている。障害のある人は道で浮浪している目立つ存在である一方、長い間隠べいされ、無視される存在でもあった。国際的な動きによって、特に国連の権利条約の影響を受け、マレーシア政府が動き始めている。2007年11月28日に障害のある人に関する政策および障害のある人に関する行動計画は策定された。そして、2008年1月24日に初めて障害のある人に関する法律（以下、「2008年法」と略す）が正式に公布され、2008

年7月7日から施行された。さらに、マレーシア政府は2008年4月8日に権利条約に署名し、2010年7月19日には条約を批准した。この条約は8月18日に発効した。多くの人々が条約の批准に期待を寄せ、一定の到達点に達したという評価ができる。しかし、残念ながら権利条約の選択議定書の批准はまだであり、解釈宣言と留保をしている。この行動から、マレーシア政府の本音が見えてきた。国際社会にマレーシアは人権を守る国とアピールする一方、マレーシア政府を脅かす条文、「厄介」な条文に対しては留保したのである。マレーシアの障害のある人は依然として権利の主体ではなく、社会・政府の施し相手の存在にすぎない。これについては次章で詳しく論じる。

マレーシアにおいては、障害のある人は長期的に社会発展から切り離され、教育を受ける権利を奪われ、働く意欲があるにもかかわらず、働けない現状がある。生活を営むための市場原理を基礎とする社会では、収入のない限り、生活が困難である。貧困の問題は障害のある人に付き纏ってしまう。障害によって、収入途絶になると、セーフ

ティネットが乏しいマレーシアでは、家族や友人などに頼る他に道がない。「人間の慈愛」、施しが大きな社会福祉の柱である。貧困であると同時に家族の負担が増え、国の支援が得られない。人間が生きるうえでの基本的ニーズである介護、遊びなどは障害のある人にも例外ではない。しかし、マレーシアの障害のある人には生存していくための収入が確保できないため、このようなニーズは「贅沢」のようなものになってしまう。生きていくために、所得の喪失、中断、そして不十分な場合の所得保障が喫緊の課題となっている。

本稿は、マレーシアの障害のある人の現状から、国の法律・政策などによる所得保障制度を分析し、そして所得保障制度の問題を明らかにする。さらに、マレーシアの障害のある人の発展を阻害する根本問題を分析し、マレーシア政府への提案を行う。

第1章 マレーシアにおける障害のある人の先行研究及び現状

第1節 マレーシアにおける障害のある人の研究

マレーシアにおける障害のある人に関する研究は極めて少ない。障害のある人に関する諸問題はもちろん、マレーシアの社会保障に関する研究すら限られている。久野研二は「マレーシアにおける障害者の生計・貧困に関しては、十分な調査・研究は関係省庁および大学などの研究機関によっても行われておらず、情報は非常に限られている」と指摘した¹⁾。

マレーシア人の研究者、デニソン・ジャヤソーリア (Denison Jayasooria)、ゴドフリー・ウイン (Godfrey Ooi)、バマバティ・クリシーナン (Bathmavathi Krishnan)、ラジェンドラン・ムース (Rajendran Muthu)、セベスティアン・サインディオ (Sandiyao Sebestian)、ザスマニ・シャフィイー (Zasmani Shafiee) とベマラ・ツリヤラジャー (Vemala Thuryrajah) が多かれ少なかれ障害についての研究をしている。デニソン・ジャヤソーリアは障害のある人の市民権²⁾ や市民運

動³⁾の研究をしていた。政策についての研究としてはゴドフリー・ウインとバマバティ・クリシーナンとの共同研究が政策提言⁴⁾、障害分野の課題⁵⁾なども行ってきた。しかし、残念ながら資料は90年代のことが中心であり、その後資料の更新はないままで、2000年以降の最新状態は伝えていない。ラジェンドラン・ムースはマレーシアの社会の研究が主要であり、社会福祉に関する研究は存在するものの、障害のある人に関する研究は社会福祉の一環としての現状の紹介にとどまり、障害のある人の全貌を理解するのは困難である。セベスティアン・サインディオは知的障害についての原因、予防そして教育などの面を研究している。ザスマニ・シャフィイーは知的障害の専門医であるため、医学的観点からの障害の研究である。地域住民参加型リハビリテーション (Community Based Rehabilitation, 以下「CBR」と略す)の研究に関しては、ベマラ・ツリヤラジャーの研究があるものの、CBRの枠内で書かれて、資料もやや古いなどという限界がある。

現在、マレーシアの障害のある人に関する研究は、マレーシア人の研究者より日本人の研究者のほうが進んでいる。近年の動きに関してもっともよく研究しているのは久野研二である。久野研二はマレーシアの障害のある人のことを幅広くカバーしていて、政策のこと、法律や生計調査なども視野に入れ、中でもCBRの研究が一番詳しい。久野研二のほか、小林明子もCBRの研究を重点に置いているが、情報と資料は久野研二より若干古い。川島聡の研究はマレーシアの障害のある人の2008年法を中心に研究し、権利条約との比較をしている。

マレーシアの社会保障を全般的に取り上げてその中で若干障害のある人のことについて論じる研究者としては管谷広宣、西郷泰之、戸澤由美恵、中西由起子がいる。マレーシアの研究者にはP.C. スシャマ (P.C. Sushama)、イスマイル・ババ (Ismail BaBa)、ズルカニアン・ハッタがいる (Zulkarnain Hatta)。P.C. Sushamaは社会福祉機構と歴史などの執筆が主であり、イスマイル・

ババとズルカニアン・ハッタはソーシャルワークの専門家である。

マレーシアの障害のある人の研究において、久野研二の研究は最も進んでいる。しかし、障害のある人の政策・制度に関してはまだ至らないところがある。本論文で取り上げる所得保障の面では久野研二が生計の概念として英国開発庁 (DFID) の「持続的生計」を調査の枠組みとして障害のある人の生計状況を研究しているが、本論文の政府の政策と公的制度の分析とは違う視点である。マレーシアの障害のある人の研究は未知の世界が多く存在し、この世界を打開して、切り開く余地は十分ある。

第2節 マレーシアにおける障害のある人の定義及び登録制度

2008年1月24日に初めて公布された2008年法は2008年7月7日から施行された。この法律が制定される前は、障害のある人の定義は確立していなかった。「障害者」は、長期の身体的、精神的、知的あるいは感覚的障害を有し、種々の障壁と相まって社会における完全かつ有効な参加が妨げられている人を含むと定義されている。この定義は権利条約と酷似していることから、権利条約の影響を受けていると言われている。権利条約には「障害者の概念」を定め、2008年障害者法は「障害

者の定義」を定めるという違いはあるが、いずれも「障害の社会モデル」を反映している⁶⁾(表1を参照)。

マレーシアの障害のある人の登録は任意制度であり、申請主義に基づくものである。2008年法の第3部が、総登録官などの任命及び障害のある人の登録について明記してある。この法の22条は障害の登録は申請に基づくものであり、24条には登録の最終決定は大臣の決定と明記している。障害登録の申請が認められた人には障害者カードが発行される。1992年から福祉局に登録済の障害のある人に障害者カードが発行された⁷⁾。世界保健機関の推計によれば世界の総人口の10%は障害のある人であるが、その80%は発展途上国に居住している。にもかかわらず、マレーシアの福祉局に登録されている障害のある人は2007年には約22万人しかない。それはマレーシアの総人口の約0.8%であり、世界保健機関の推計よりも遙かに低い。障害のある人の登録を担当する福祉局は、マレーシアの障害のある人の登録申請を奨励していると訴える。しかし、障害のある人は登録には消極的であり、障害を持っていることにより恥ずかしいと思う人が多いため、登録までには至らないと説明している。もちろん、この理由で登録を拒否する障害のある人もいるが、登録を拒否する障害のある人を責めるのではなく、その拒否する原

表1：権利条約の「障害概念」と2008年障害者法の「障害定義」の違い

<p>権利条約 (前文) Recognizing that disability is an evolving concept and that disability results from the interaction between <u>persons with impairments</u> and attitudinal and environmental barriers that hinders their full and effective participation in society on an <u>equal basis with others</u></p>
<p>権利条約 (第1条 目的) Persons with disabilities include those who have long term physical mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective <u>participation in society on an equal basis with others</u></p>
<p>2008年障害者法 (前文) Recognizing that disability is and evolving concept and that disability results from the interaction between <u>persons with disabilities</u> and attitudinal and environmental barriers that hinders their full and effective participation in society on an <u>equal basis with persons without disabilities</u></p>
<p>2008年障害者法 (第2条 定義) "Persons with disabilities" include those who have long term physical mental, intellectual or sensory impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective <u>participation in society</u>.</p>

出典：筆者作成。

因をきちんと調べ、その対策を作ることが何よりも大事である。また、登録することが困難または登録制度すら知らない人がいるため、それに対する対応を急がなければならない。未登録の原因を調べないままで障害のある人を責めて、責任転換をしてはいけぬ。一方、登録したい人がいながら登録を拒否されるケースについては、福祉局の今後の対応が求められる。

福祉局に登録するためには公立病院で医師の診察を受け、医師から障害があるとの診断を受けて、申請書を福祉局に出し、認定されれば大体2週間程度で障害者カードが発行される。2009年12月までは障害のある人は視覚障害、聴覚障害、身体障害、脳性まひ、学習障害とこれ以外または重複障害のグループと6つの種類に分けられている。それぞれの種類ごとに障害者カードが発行される。視覚障害は青色のカード、聴覚障害は紫色のカード、身体障害は緑色のカード、脳性まひは赤のカード、学習障害は黄色のカード、ほかのグループはオレンジ色のカードが発行される。2010年からは精神障害のある人が正式に障害のある人と認められ、登録ができるようになった。障害のある人の範囲を広げ、多くの人がサービスが受けられるようになったものの、機能障害・難病によるものはまだ認められていないことはこれから2008年法並びに権利条約の基準に達するためには、検討が必要である。マレーシアの障害者カードは日本の障害者手帳のように障害者サービスを受ける受給資格の1つとなっている。

1958年から1959年福祉局は5%の人口を対象として調査を行った。この調査によればマレーシア国民は1%の人が何らかの障害を持っている。その後も、いくつかの調査が行われていたが残念ながら現在に至るまで全国規模の調査がないため、障害のある人の正確な人数は把握できないというのが現状である。人数が把握できないと、障害のある人のニーズや必要なサービスなどもすべて把握できないという問題点をもっている。その故、障害のある人の福祉を改善するため、まず、障害のある人の基本的な情報の収集・調査を行う作業

が大前提となっている。

第2章 所得保障制度

本稿において、所得保障制度とは疾病、障害などにより所得が途絶したときに、国が作成した制度、保険なり、手当なりによって、金銭上の支援をすることと定義する。後述するが、マレーシアにおいては、障害のある人の所得「保障」というより所得支援という機能にすぎない点にここでは注意を払う必要がある。

マレーシアにおいて、障害のある人の生計・貧困に関する調査・情報は非常に限られていると久野研二が批判した。久野研二は、マレーシアの障害のある人の所得に関して1995年のやや古い福祉局の資料を使用し、CBRの利用者（サンプルサイズ:666世帯）を対象にした調査結果では58%が当時マレーシアの貧困線（RM425.00）以上であることを確認した⁸⁾。

一方、筆者が2008年3月、マレーシア国内において障害のある人及び関係者94名を対象に調査を行った結果、国の支援金を含めて、月1200リンギット〔(リンギットは以下、「RM」と略す)、日本円は約3万3600円、換算率はRM1=¥28とする〕以下の収入の人が77.5%を占めていて、RM800以上RM1200未満の人が31.0%を占めている。しかし、この調査は多くの対象者が身体障害であり、団体に所属しているので、在宅あるいはホームレスの人たちはカバーし切れていない。調査としては不十分であるが、重要な参考資料である。在宅あるいはホームレスの知的障害、精神障害、さらに、重複重度障害のある人はさらに低い収入か収入がない可能性が大きい。

マレーシアでは、現在5人家族の世帯貧困線はマラヤ半島RM763、サバ州RM1048、サラワク州RM912である。障害のある人の個人の収入はRM800からRM1200の人は31.0%もいると比較すると、障害のある人の所得は低くないということは無理である。そもそも、マレーシアの貧困線の設定が問題である、基準が低すぎると指摘は

常にある。さらに、医療費や補助器具などといった固有ニーズがあるため、多くの出費が考えられる。したがって、多くのマレーシアの障害のある人の生活は貧困状態であるということは事実であり、所得の消失は生活の質を害するだけでなく、もっと言えば彼らの健康権、生命権を脅かす要素でもある。

マレーシアには障害のある人に対する所得保障政策がないといっても過言ではない。国民全体の障害のリスクに備えるための全国民向けの障害年金制度は確立されていない。障害を持って生まれた人には、何の支援もなく、人生の生計を立てるのは困難であっても、「自己責任」と考えられる。これに対して、政府はあくまでも支援の立場の、「思いやり政策」によって、女性・地域・家族開発省の下にある福祉局が行う障害のある人に対する「資格」による手当といった支援・補助などの援助制度がある。教育省は教育援助の一環で障害のある在学生徒を対象とする補助もしている。これに対して、業務災害によって障害を負った人を対象とする中途障害者に支払う補償が存在する。また、障害のある人の生計を助けるために、経済的負担を軽減する国の税金軽減措置や、民間企業による多様な優遇措置が取られている。しかし、障害のある人の生活を全面的に保障するための所得保障がないため、障害のある人の貧困問題は言うまでもなく喫緊な解決が求められる課題であり、早急な対策が望まれる。

第1節 福祉局および教育省による援助

年金制度がないため、業務災害の所得保障以外はマレーシアでは福祉局の支援に頼るほかはない。福祉局は貧困者や、非行少年、高齢者、障害のある人などを対象とする支援を行っているが、障害のある人が申請できる援助は基本的に4つある。それは 1) 障害就労者手当⁹⁾、2) 障害者就労困難援助、3) 寝たきり障害者および寝たきり重疾患患者介護援助 と 4) 補助器具援助である。前者の3つの援助は、所得の援助とし月給で支給する形であるが後者の補助器具援助は補助器

具の実費として支給される。前者3つの援助を利用できない人に対して、福祉局職員の判断により貧困者、高齢者、児童などを対象とする援助金支給は可能である。福祉局の支援を申請する要件は、まず福祉局に登録されている障害のある人で、障害者カードを所有している人である。その他、各支援ごとの支給要件があり、別審査、支給回数制限や、併給禁止規制などがある。それについて以下に説明する。

(1) 障害就労者手当

障害就労者手当は、障害のある人が仕事し続けるための励ましとして支給するものである。障害のある人の自立生活を送ることができるようにすること、障害のある人の生活をより豊かにすることなどを目的とする。申請の条件は、福祉局で既に障害登録を済ませている人である。ただし、未登録のものは障害登録と障害就労者手当の同時申請ができる。支給要件は自営業あるいは何らかの仕事に就いている者、収入はRM1200以下であり、そして、食事つきかつ無料の施設に住んでいないことである。支給要件を満たす者には全員一律月額RM300が支給される。

しかし、この手当制度は、曖昧・不明確の点が多くある。1つの例は、仕事をしているという要件であるが、仕事の定義がはっきりしていないことである。例えば、宝くじ券を売る者は仕事とみなすが、福祉局によればこれは「良い仕事」ではないと位置付け、支給を拒否する場合がある。また、支給判断の基準、仕組みは現在まで不明確であり、あくまでも福祉局の職員の判断に委ねられる。福祉局による援助はさらに権利性に基づくものではないため、不服申し立て制度は設けられていない。福祉局の援助の手引きによれば、国の援助は権利性に基づくものではなく、資格により支援するためミーンズ・テストに基づくものである¹⁰⁾。

(2) 障害者就労困難援助

障害があるため仕事することが困難な人に対し

て、福祉局に月RM 150の援助申請することができる障害者就労困難援助という制度がある。障害者就労困難援助の支給要件は、福祉局に登録されている者のほか、仕事を怠けているのではなく、障害のため就労困難な者である。仕事を怠けているかどうかの判断が困難な場合は医師の診断で決める。さらに、災害補償あるいは年金を受給している場合は、その金額は貧困線を超えていないことを条件としている。ほかの条件としては18歳から59歳の間の者、福祉局の他の支援をもらっていないこと、CBRプログラムや政府またはNGOが運営している施設に入所していない者である。この制度には、就労困難な障害のある人の生計を助けること、障害のある人の生活の質を高めること、施設の入所を減らすための措置であるという3つの目的がある。障害があるため、仕事することが難しく、収入がないにもかかわらず、貧困線を基準として障害のある人の収入が貧困線以上になることを許さないのは何よりも問題である。就労が困難であるので、収入がないと生活を維持することは困難であると思われる。一方、障害者就労困難援助を残疾就労者手当の金額よりも少なくする福祉局の狙いは2つあると思われる。1つは、障害者就労困難援助の金額がもし残疾就労者手当より高ければ、就労意識を弱くする可能性があるため、金額は少なくしておくことである。もう1つは、就労している障害のある人に不公平になる可能性があるということである。

(3) 寝たきり障害者および寝たきり重度疾患患者援助

寝たきり状態になる障害のある人または重度疾患患者を扶養する家族がこの援助の対象である。この手当の目的は、寝たきり患者や障害のある人の扶養家族が彼らの世話をすることを促進すること、入所の削減、家族の負担を減らすことである。援助の支給を申請できる要件としては寝たきり障害のある人または患者の家族であり、常時障害のある人の介護をする人あるいは障害のある人および患者が常に申請者に頼って、生活をしている

人、さらに、世帯収入はRM 3000以下の者である。支給要件を満たす人には月RM 300の手当が支給される。

(4) 補助器具援助

補助器具援助は生活困窮の障害のある人を対象とする。補助器具が買えない障害のある人の申請により当該商品の実費を支給する援助である。申請要件としては障害者カードの所持者であること、補助器具が買えない者、医療専門家の推薦による者である。専門家の推薦により適切な補助器具、例えば義足、車いす、眼鏡、杖、補聴器などの商品の見積書の金額を申請して、見積書通りの金額が支給される。

先述した補助器具援助を除き、前者の3つの援助を受けることができない障害のある人に対して、福祉局の職員の判断により、貧困者向けや児童もしくは老人を対象とする援助を利用することもできる。しかし、こういった援助は貧困対策の一環と捉えられるものなので、生活困窮者である障害者であれば援助の対象にもなる。福祉局による援助を見ると障害のある人を対象とする制度はあくまでも生活の負担を軽減する制度であり、所得保障ではないと言っても過言ではない。

(5) 特別需要生徒手当

教育省は在学している障害のある児童・生徒を対象とする特別需要生徒手当の手当制度¹¹⁾がある。この手当は在学の障害のある児童・生徒の親の経済的軽減を目的として支給される。支給金額は一人月額RM150である。2009年にはこの手当ではすべての在学の児童・生徒ではなく国立およびに政府の援助校で在学する生徒のみ対象とされた。マレーシア国家の予算案では2010年からこの手当ではNGOの学校に在学する生徒まで拡大されている¹²⁾。

第2節 業務災害に対する補償

マレーシアでは業務災害により障害を負った者に対する補償としての所得保障の方法は2種類が

存在する。それは1969年の被用者社会保障法に基づき、民間企業の被用者を対象とする労災給付であり、もう一つは公務員を対象とする年金制度による障害年金と扶養家族年金の労災給付である。

(1) 1969年被用者社会保障法（社会保障機関）

社会保障機関による労災補償は民間企業の被用者を対象に労働疾病、災害、事故、死亡、病弱などの生活リスクに対する補償を行う保険原理を利用し1969年被用者社会保障法に基づき社会保障機関によって運営されている。民間企業の被用者月給RM3000以下の人は全員加入することを義務づけられている。初任給がRM3000以下の時加入した者はその後RM3000月給を超えても継続的に保険料を支払う義務があり「一回加入終身制 (once in always)」になっているのである。民間労災給付の財源は被用者および事業主の保険料で賄われる。被用者及び事業主の保険料は社会保障機関が定めた金額で拠出する。この民間労災給付は2種類の事業があり、一つは労災保険スキームともう一つは疾病年金スキームがある。労災保険スキームは、被用者が業務に関連して事故を起こす場合または被用者が通勤の途中で発生した場合や業務による疾病に対して給付を行う。疾病年金スキームは、被用者に24時間常時の保障を提供し、仕事関係に起因するか否かを問わず、給付を行う。

(2) 公務員年金制度における障害年金と扶養家族年金

公務員は勤務または通勤によって、障害になった場合、年金制度の下で年金に加えて障害年金 (Disability Pension) を受けられる。ただし、不注意や不正行為によって事故を起こした場合は受給資格を喪失することになる。障害年金の支給金額は障害程度区分によって受給金額が違ってくる。障害程度の区分は以下のように4つの段階に分けられている。この障害区分は、医師の判断により、障害の程度が決められる。しかし、障害程度の判断は医師によって判断の結果が違ってくる可能性も否定できないため、公平性を保つことは難

表2： 障害年金の障害区分による支給金額

軽い障害	最終給料の8分の1
中度障害	最終給料の4分の1
重い障害	最終給料の8分の3
完全能力喪失	最終給料の2分の1

出典：資料は公務員年金制度の資料より作成。

しいことである。(表2を参照)

扶養家族年金 (Dependant's Pension) あるいは遺族年金ともいうこの年金は遺族に支払う年金である。当該者が死亡した場合、未亡人と児童に支払う年金であるが、児童の年齢は21歳以下であり、未婚との条件が付いている。しかし、当該公務員は障害児を持つ場合は障害児の年齢制限は免れることになる。扶養家族年金は毎月遺族に支払う。厳密に言えば扶養家族年金は障害のある人の所得保障というより障害のある人はこの年金制度の下で反射利益を受けることになる。

第3章 政策・法律の課題

第1節 政策づくりにおける当事者参加の問題

「私たち抜きに、私たちのことを決めないで」というフレーズが近年浸透してきた。権利条約の前文(o), 第4条3項も障害のある人の参加についての文言が見られる。もう少し時代を戻し、1981年の国際障害者年のテーマは「完全参加と平等」である。そのときすでに障害のある人の参加の重要性が謳われてきた。しかし、残念ながら国際発展と背馳してマレーシア2008年法で制定された国家障害者審議会の委員は政府関係者や専門家、大臣に指名された障害のある人に関係する問題や論点に適切な経験と知識と専門性を有する人々からなる。障害当事者についての文言が見られない。障害当事者は自分と関連する政策過程、計画づくり、国に対する提案の機会から排除された。

さらに、2008年法の2部5条(d)解任について「委員は精神・知的に疾患になった場合、あるいはその他の業務を遂行することができなくなった場合」とされる。この文言からすると障害のある人を最初から排除するという文言にも読み取れる

から、(d)項の前文についての議論が必要である。このように、障害のある人が政策過程から排除されたことから、障害のある人は自分の経験、自分のニーズ、不満などを表明する場がない限り、自分の所得にしる、働き場にしる、問題提起ができないため、問題の改善は困難である。井上英夫は自分たちで作り上げたら、本当に貧しいもの、水準の低いものでもその方が価値があるのではないかとさえ言い、自己決定・住民参加・当事者参加の重要性を訴えている¹³⁾。

第2節 「思いやり社会」政策の問題

所得保障制度を含め、マレーシアの障害のある人の政策・制度の最も核心的な問題は障害のある人の権利主体としての性格を否定し、慈善・恩恵あるいは施しの相手、可哀そうな存在とししか見ないところである。この問題の原因の1つは1991年2月に公表された「ビジョン2020¹⁴⁾」の第7項「思いやり社会」である。この第7項ではマレーシアの社会政策、社会福祉の方向が示されているが、「思いやり社会」、「思いやり文化」そのものである。「思いやり社会」作りによって、国民の福祉の基盤は国や個人ではなく、強い家族の連帯、社会に基づくものとされている。「第7の挑戦は完全な思いやり社会と思いやり文化づくりであり、社会制度は社会を中心とし、国民の福祉は国や個人に委ねるのではなく、強い家族連帯制度にある¹⁵⁾。」(Mahathir, 1991: 2)

所得保障に対する支援の権利性が認められない1つの例としては福祉局による支援である。福祉局の支援・援助は権利ではないので不服申し立て制度は設けられていない。国の援助は権利性に基づくものではないことは福祉の基盤が国の責任であることを否定している根拠となる。

第3節 法的強制力の弱さ

2008年7月7日に施行された2008年法は障害のある人の権利を認めるという制定法があるが、裁判で救済を求めることができないため、権利性は乏しいのである。このことから、マレーシア

の障害のある人の団体からは「吠える犬は噛まない¹⁶⁾」と揶揄されたり「歯がない虎¹⁷⁾」との批判がなされた。履行確保制度がないことからこの法律に効果を期待するのは難しい。同法41条は政府、大臣、審議会、その委員会及びほかの審議会の代理として正式に行動する人が、その行動がよい意図に基づいたものであるなら、訴訟、起訴などから保護されるとの規定があり、障害のある人の救済される権利を抹殺した。

2008年法ができてから2年後、2010年にマレーシア政府は権利条約を批准した。この批准により再び、障害分野の発展に対する期待が高まってきた。しかし、権利条約の15条「拷問または残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取り扱い若しくは刑罰からの自由」と18条「移動の自由及び国籍」2つの条文を留保している。さらに、非差別及び機会均等の原則に関するマレーシアの解釈及び適用は条約の3条(b)及び(e)並びに第5条2項に反すると扱われてはならないことを宣言している。マレーシアの憲法は非差別及び機会均等の原則に反しないと解すべき、30条の文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加については認めてはいるが国内立法事項である。このことについては、人権の非政府組織ヒューマン・ライツ・ウォッチは、マレーシアを批判した。マレーシアの留保は特に厄介であるとコメントし、マレーシアは障害のある人の拷問・虐待そして移動の自由に対する保護を否定する理由はないと疑問を投げた¹⁸⁾。マレーシア政府は現在選択議定書にはまだ署名、批准していないため、個人通報制度がまだ利用できない。国内法にしても、国際法にしても、マレーシア政府の対応が消極であり、その結果、マレーシアの障害のある人の権利が未だに守られていない状態である。

批准したばかりのマレーシアでは、権利条約の33条「国内における実施及び監視」の実施機関はまだ決まてはいない。現時点では、マレーシアの人権侵害に関する問題はマレーシア人権委員会(Human Rights Commission of Malaysia: SUHAKAM)に通報することができる。しかし、

マレーシア人権委員会は1993年国連総会で採択された「国家機関（国内人権機関）の地位に関する原則（パリ原則）」の基準を満たしていない。しかも、マレーシア人権委員会は調査権を法律で付与されるが、救済する権利までには至らない。パリ原則では「いかなる外部勢力からも干渉されない独立性を持つ機関」と規定されているが、マレーシア人権委員会は首相部署の管轄の下にあるため、独立性を持つ機関ではないことが明らかである。2010年3月筆者のマレーシアの聞き取り調査では関係者が、人権委員会が人権問題を処理する際には限界があると述べ、人権委員会の委員は首相の勧めの下でマレーシア元首が委員を任命する。委員の任務は2年間とされ、再任することはできる。しかし、関係者によれば、委員はマレーシア政府を強く批判すると再任されない恐れがあるため、人権問題においては委員に付与される義務を果たすには限界がある。障害のある人の人権が侵害されるとき、法律履行監視制度が欠けていると、問題は依然として解決できない。

第4章 所得保障制度の課題

マレーシアの所得保障制度自体は多くの問題を抱えていて、しかも、所得保障の問題を持っている。それは1) 普遍性の問題、2) 権利性の問題、3) 老後の問題、4) 量と質の問題。

第1節 普遍性の問題

人間だれもが障害になるリスクを持っていて、故アーヴィング・ゾラは我々「健常者」と言われている人間を「潜在的な障害者」という言い方をしていた。このようなリスクがあるにもかかわらず、マレーシアは全般的に障害のリスクに備えるための所得保障制度は設けていない。年金制度は本来ならば障害・高齢・死亡などにより所得を失う際に所得を保障する機能を果たすべきものである。しかし、残念ながらマレーシアの年金制度ではこの機能が欠けている。マレーシアの年金制度は2種類存在する。1つは民間企業で雇用される

人の積み立て方式の年金「被用者年金（Employee Provident Fund, 以下「EPF」と略す）¹⁹⁾と公務員年金である。公務員年金により障害年金も遺族年金も業務災害に属し、業務災害以外障害になる場合はこの制度から除外される。EPFは年金という機能より老齢に備える貯蓄や人間のライフサイクルにより、マイホームを購入することなどが目的である。被用者はEPFの加入は強制的であるが自営業者らは任意加入であり、学生・無職等の人は加入の対象外となる。EPFは障害年金はないため、障害になった場合は一定の条件をクリアすれば加入期間の貯蓄を引き出すことができる。また、障害になった場合はEPFの運営機関から「同情」観点から一括のRM5000付加給付が支給される²⁰⁾。ここで見てきたように、マレーシアにおいては、全国民を対象とする障害年金が欠けているので、障害年金の確立を急がなければならない。さらに、重要なのは法律を根拠にする権利に基づく年金制度の確立である。

第2節 権利性の問題

現在の障害のある人を対象とする手当は基本的には申請主義に基づくものである。しかし、申請するからといって、貰えるとは限らない。手当の基本条件を満たした上で申請が認められる。その後、調査が行われて、最後に、担当局の判断で結果を知らせる。いわば、政府の措置権限行使である。その一方、手当の設定条件で最初から排除される人の問題もある。障害認定・障害者登録できない機能障害・難病などによるものがまだ対象外である問題はこれに準ずる。手当の支給においては寝たきり障害者および寝たきり重疾患者介護援助は「寝たきり」という設定は身体障害あるいは四肢に限るものであり、知的障害・精神障害は最初から排除された。

さらに、マレーシアの障害のある人の制度は根拠法がないため、国の予算に委ねられる。デニソン・ジャヤソーリアは、マレーシアにおいて、特に障害のある人の雇用に関することは、法律や法定の罰則規定よりも政治マニフェストやインセン

タイプに基づくものが多いと指摘している²¹⁾。このように、従来からマレーシアにおける政策や制度は非常に曖昧なものであり、あるいは法的拘束よりも公民意識や善意に委ねられていることは明らかである。本来であれば、2007年に制定された障害のある人に関する政策か、2008年法か、これらが根拠法となるはずのものではあるが、残念ながら、権利に関する規定はない。所得保障についての根拠が政策上・法律上にも明確にされていないことから権利の保障はされない。不服申し立て制度も、裁判で救済を求める権利も否定されている。

第3節 量の問題

マレーシアでは2008年時点、障害のある人24万8858人が障害登録をしていた。一方、残疾就労者手当の受給者件数は2万4719件で、寝たきり障害者及び重度疾患患者は3594件である。就労困難援助の資料がないため、ここでは就労困難援助を外すと、2つの援助を受けている人の総数は全登録者数の11%にすぎない。就労困難援助を受けている人がこの2つの援助を受けている人と同じ数と推算しても、22%ということになる。この推算からすると、障害のある人の多くは国からの援助・手当を受けていないことが明らかである。

別の推算から見ると、前述した11パーセントの人が、手当金額通りに毎月入手している訳ではない。(表3を参照) 残疾就労者手当2008年受給件数は2万4719件である。本来であれば、この件数に月RM300×12カ月の金額を掛けた年間の合計金額はRM87,044,400になる。しかし、福祉局の

表3：障害種類により残疾就労者手当受給金額の推計、2006年と2008年

障害種類	2006年			2008年		
	件数	金額 (RM)	推計金額 (RM)	件数	金額 (RM)	推計金額 (RM)
視覚障害	1,216	2,996,600	4,377,600	2,648	6,786,400	9,532,800
聴覚障害	2,697	5,398,000	9,709,200	3,622	9,242,700	13,039,200
身体障害	7,818	14,965,200	28,144,800	12,929	28,823,900	46,544,400
学習障害	1,925	4,235,200	6,930,000	4,133	7,532,500	14,878,800
脳性まひ	101	210,600	363,600	421	1,912,500	1,515,600
その他	79	158,600	284,400	966	4,390,900	3,477,600
合計	13,836	27,964,200	49,809,500	24,719	58,688,900	87,044,400

出典：筆者作成。

資料から見ると実際のコレ額はRM58,688,900にとどまっている。寝たきり障害者及び重度疾患患者援助を見ても似たような結果が出ている。3594件で、実際に支給した金額はRM3,736,500だが、推算した金額はRM12,938,400という大きな差が出ている。(表4を参照)

表4：民族別による寝たきり障害者および寝たきり重疾患患者援助の受給金額推計、2008年

民族	件数	金額 (RM)	推計金額 (RM)
マレー系	2,734	2,749,000	9,842,400
中華系	417	435,900	1,501,200
インド系	428	540,200	1,540,800
マレーシア半島原住民	2	1,500	7,200
サバ州原住民	2	1,200	7,200
サラワク州原住民	0	0	0
その他	11	8,700	39,600
合計	3594	3,736,500	12,938,400

出典：筆者作成。

マレーシア政府が本来認定しなければならない量から見ると非常に少ない事が分かる。この少ない件数はその支給要件の設定が厳し過ぎることが一因である。一方、毎月この給付が受けられるとは限らないという手続きの問題があるという点は見のがしてはならない。これは、筆者が2008年に行ったマレーシアにおけるニーズ調査で、残疾就労者手当の受給者26名のうち12名が手当を所定期間に銀行から下ろさない場合は国が手当を撤回することと回答したことから明らかである。ここは、制度の量、質そして手続きの問題が関連している。

第4節 所得保障の質

所得保障の給付を行う際に所得制限を伴うことは普通である。一方、手当・年金などの支給限度額が設けられている。所得制限においては、基本的に、本人あるいは扶養家族の所得が一定程度のコレ額を超える場合は支給が停止されるか、あるいは給付申請が認められない場合がある。

マレーシアにおいて、障害年金は存在しないことから、ここでは手当・補助の所得制限についてまとめる。残疾就労者手当の本人の所得限度額はRM1200と設定、障害者就労困難援助のコレ額は本

人の所得はマレーシアの貧困線以下と設定され、寝たきり障害者及び寝たきり重疾患者介護援助の扶養家族所得制限はRM3000以下と設定されている。この3つの援助とも所得制限の金額基準設定は問題がある。

廃疾就労者手当の問題は筆者のアンケート調査結果からも明らかとなっている²²⁾。所得制限額は近年改善されて現在RM1200となっているが低すぎる。しかも、この基準が何に基づいて設定されてきたかは未だに不明である。さらに、扶養家族がある場合は計算に入っていないことが、この基準の問題点の1つである。

さらに、調査による結果はもう1つの問題を明らかにしている。例えば、RM1190の所得でRM300の手当をもらった場合、月RM1490になるが、RM1210の所得であれば、手当がもらえないため、月RM1210になる。その結果、昇進あるいは給料が上がると、逆に総合的な収入が減少するようになる。

障害者就労困難援助の金額限度額は貧困線以下であることが何よりも問題である。障害のある人は障害のため、固有のニーズや特別の困難によって多くの出費が予想される。このような固有のニーズがあるにもかかわらず、逆に貧困線以下でない限り、援助がもらえない。しかも、マレーシアの貧困線設定は上記でも論じたように問題がある。

寝たきり障害者及び寝たきり重疾患者介護援助の場合、世帯収入はRM3000以下という設定となる。しかし、ここでは世帯の人数は設定の概念から外されている。福祉局窓口の担当者によれば福祉局の職員の判断で決めるということである。また、RM3000の基準設定の根拠は未だに不明である。

基準設定の問題に加えて、手当や援助の支給金額から見ると所得保障ではなく、むしろ所得補助・お小遣い程度のものにすぎない。廃疾就労者手当ならびに寝たきり障害者及び寝たきり重疾患者介護援助の金額はRM300となり、障害者就労困難援助及び特別需要生徒手当はRM150である。

この金額から見るとどれも所得保障の程度になっていない。貧困線以下の金額より低いため、この金額の設定は最初から生活を営むための金額ではないことが明らかである。手当・補助金の目的から見ても政府は障害のある人の生活困難の軽減策を行っているに過ぎない。

年金制度の視点からすれば、公務員年金制度は障害のある人に対する「所得保障」の機能より障害を発生することに対する「所得補償」にすぎない。EPFの年金からすれば、この金額は一括であり、所得保障も所得補償でもないもので、同情の表現として支払うものである。障害が生じた場合、生活の維持がいかに難しいことかは明らかである。所得保障の質を確保するには2つの点に注意を払わなければならない。それは、普遍的な人権に加えて固有の人権の保障である²³⁾。

おわりに

障害のある人に関する権利条約の一般原則で掲げる人間の尊厳、独立保障を実現するには、経済生活を送るため、所得の保障が必要である。百瀬優は所得保障制度は4つの役割を持っていると指摘する。それは、1) 生存権保障、2) リスクに対する保護、3) 「障害者の自立」を支援すると4) 社会福祉の目的としては「個人が人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で、障害の有無や年齢に関わらず、その人らしい安心のある生活を送られるよう自立を支援すること」。さらに、公的な所得保障制度を通じて、用途を制限されない現金給付を本人に提供することが、自立の支援に不可欠な要素となるということである²⁴⁾。障害のある人の所得保障を改善するためには所得保障制度自体の問題点、そして障害のある人の制度・政策づくりと関連する問題を解決しなければならない。

障害のある人が尊厳を持って生きることはもちろん、生きることさえ困難であるマレーシアの環境では、所得保障制度の確立は急がなければならない。国際的人権保障の発展を受けて、障害のあ

る人の権利条約を批准し、障害のある人の権利に対して真剣に取り組む動きがある一方で、マレーシア政府の福祉政策の方針は権利条約の原理・原則とは矛盾している。マレーシア政府は障害のある人の権利を保障するにはまず法律の問題からは正しければならない。法律の正しい理念から始まり、原理・原則に基づいて、障害のある人を権利侵害から守り、権利保障へと進むべきである。必要に応じて憲法の改正も1つの手段と考えられる。

国は責任を厳格に果たし、国の責任を曖昧にする政策を許してはいけない。マレーシアにおいては、国の方針である「思いやり社会」、「思いやり文化」は、社会保障の責任は国だけではなくて国民全体、官民一同、特に家族皆で支えていくことと説明されている。久野研二は「支えあう社会」(本稿は思いやり社会と訳す)の実現を目指すとし、いわゆる西欧型の高福祉国家とは異なる戦略を明示していると指摘した²⁵⁾。マレーシア政府ははじめから社会保障の責任を国民、社会に押し付け、責任から逃れようとしているとしか考えられない。はじめから、社会保障は国の責任ではないというのは国家の責務を捨てるに他ならない。突き詰めれば、国の存在そのものが問われているのである。井上英夫は国家とは人権を保障するためにこそある組織と述べた²⁶⁾。障害のある人だけの権利だけではなく、マレーシア国民全体の人権保障・社会保障を実現するのは国の責任である。人権保障を前提とする政策を策定し、人間の尊厳を尊重し、真の思いやり社会を構築する。さらに、法律・政策づくりにおいては当事者の視点を反映することが欠かせない。障害のある人と関連する計画づくりの過程には当事者の声・意見をもろろん導入すべきである。もうひとつ、その法律・政策づくりの過程にも障害のある人が参加することがなによりも大事である。

障害のある人の所得保障制度においては、普遍性、権利性そして量・質の問題を有している。現在の制度を修正するか、再構築するのは避けられないことである。問題の深刻さに対して、マレー

シア政府は本気で取り組まなければならない。制度の改革を行う際には経過的措置を取らなければならない。また、現在、マレーシアにおける障害のある人の所得保障制度は障害のある人本人だけを対象としているが、障害のある人の家族の支援は、未だに寝たきり障害者及び寝たきり重度疾患患者に対する援助に限定されている。権利条約28条(c)項では障害のある人及びその家族が障害に関連する費用についての援助においては、適当な研修、カウンセリング、財政的援助及び介護者の休息のための一時的な介護を含むという規定がある。一方で、マレーシアは現在介護者に対して手をさし伸べていないし、所得保障制度は介護の費用が含まれていない。

マレーシアにおける障害のある人の権利保障が不十分であることをここで再確認し、権利条約を批准することにより所得保障をはじめ、社会生活の全般的な保障を確保すべきである。障害のある人の権利を保障するには、権利条約を参考にし、マレーシアより障害のある人の福祉分野より発展している国から学び、マレーシアの事情に合わせてながら障害のある人の権利を保障する国とすべきである。

注

- 1) 久野研二「マレーシアの障害者の生計—持続的生計アプローチの視点から」『途上国障害者の貧困削減—かれらはどう生計を営んでいるのか』岩波書店、2010年。
- 2) Denison Jayasooria, *Disabled People Citizenship and Social Work The Malaysian Experience*. England: Asean Academic Press Ltd, 2000.
- 3) Denison Jayasooria, "Disabled People: active passive citizens-reflections from the Malaysian experience", *Disability & Society*, Vol.14 No.3, pp341-352.
- 4) Denison Jayasooria, Godfrey Ooi & Bathmavathi Krishnan, "Disabled Persons, the Caring Society and Policy Recommendations for the 1990s and Beyond" in Cho Kah Sin & Ismail Muhd Salleh ed., *Caring Society, Emerging Issues and*

- Future Directions, Kuala Lumpur: Institute of Strategic and International Studies (ISIS), 1992.
- 5) Denison Jayasooria, Bathmavathi Krishnan & Godfrey Ooi, "Disabled People in a Newly Industrialising Economy: opportunities and challenges in Malaysia" *Disability & Society*, Vol.12 No. 3, pp. 455-463.
 - 6) 川島聡「マレーシアの2008年障害者法と『障害者』の定義-障害者権利条約を手掛かりに-」小林昌之編『開発途上国の障害者と法: 法的権利の確立の観点から』調査研究報告書 アジア経済研究所, 2009年。
 - 7) 戸澤由美恵「マレーシアの社会福祉」中村優一・一番ヶ瀬康子『世界の社会福祉3 アジア』旬報社, 1998年, 213頁。
 - 8) 久野研二「マレーシアの障害者の生計と障害自助団体」『障害者の貧困削減: 開発途上国の障害者の生計』調査研究報告書, アジア経済研究所2008年, 212ページ
 - 9) この手当はマレー語では "Elaun Pekerja Cacat" と呼ばれている。"cacat" とは性質があまり良くないものを指し, あるいは何らかの欠陥を持っている, 完璧ではない, 若しくは身体上など欠陥を持っていることをいう。日本語の「障害」, 「不良」の意味に近いので, 本稿ではマレー語の直訳をし, この言葉から, マレーシア現在障害のある人の状態を反映できることを強調する。
 - 10) Malaysia, Jabatan Kebajikan Masyarakat: *Skim Bantuan Kebajikan: Bantuan Kewangan Persekutuan*, Jabatan Kebajikan Masyarakat. 年号不詳。
 - 11) 特別生徒手当 (Elaun Murid Khas) と呼ばれる。
 - 12) Budget speech 2010. Najib Tun Abdul Razak. Increase the allowance rate from RM50 to RM150 a month for every disabled child enrolled in NGO-organised special schools, effective 1 January 2010. An allocation of RM3.3 million will be provided which will benefit almost 4000 disabled children.
 - 13) 井上英夫『患者の言い分と健康権』新日本出版社, 81頁。
 - 14) 1991年2月マレーシア当時の首相マハティールは, 2020年には完全な先進国になるという「ビジョン2020」を公表した。2020年の目標は, 2020年の時点で, マレーシアは団結した国であるとともに自信を持つ社会でありながら強い道徳と論理的価値を持ち, 民主的, 自由で, 寛容な社会で暮らせ, 思いやり, 経済上の公平, 公正, 進歩, 繁栄, 競争力のある, ダイナミックな, 活発的, 活気ある経済を完全共有することができるようになる。
 - 15) 筆者訳。英語原文は "The seventh challenge is the challenge of establishing a fully caring society and a caring culture, a social system in which society will come before self, in which the welfare of the people will resolve not around the state or the individual but around a strong and resilient family system." (Mahathir, 1991: 2)
 - 16) Peter Tan自身は車いすの利用者であり, マレーシアのバリアフリー化活動擁護者。
<http://www.petertan.com/blog/2007/12/26/persons-with-disabilities-bill-2007-all-bark-and-no-bite/> (最終閲覧日は2008年11月18日)
 - 17) "The Absence of sanctions and penalties in the Act makes it toothless," says V. Murugeswaran, President of Damai Disabled Persons Associations. Bathmavathi Krishnan "A Step Forward" *The Star*, January 24, 2008. <http://thestar.com.my/lifestyle/story.asp?file=/2008/1/24/lifeparenting/20063266&sec=lifeparenting> (最終閲覧日2009年4月23日)
 - 18) <http://www.hrw.org/en/news/2010/08/16/malaysia-disability-rights-treaty-ratification-important-step> 最終閲覧日: 2010年9月10日
 - 19) 民間企業の被雇用者及び公務員であるが公務員年金を選択しない人を対象とする。つまり, 公務員は公務員年金あるいはEPFを選択することができる。
 - 20) This benefit is an additional payment by the EPF as a compassionate gesture.
http://www.kwsp.gov.my/index.php?ch=p2life&pg=en_p2life_disability&ac=162&lang=en 最終閲覧日: 2010年8月28日
 - 21) Denison Jayasooria *Disabled People: Citizenship & Social Work: The Malaysian Experience* London: Asean Academic Press Ltd, 2000, pp. 54.
 - 22) 拙稿。「マレーシアにおける障害のある人の現状及びニーズ調査」『大学院GP「プロジェクト研究を通じて自立的研究者養成」平成21年度プロジェクト研究成果報告』金沢大学人間社会環境研究科, 187~188頁。
 - 23) 井上英夫『『固有のニーズ』をもつ人と人権保障』

- 『障害者問題研究』第31巻第4号, 2004年
- 24) 百瀬優「障害者に対する所得保障制度—障害年金を中心に—」季刊・社会保障研究』Vol44. No.2, 171~172頁。
- 25) 久野研二「マレーシアの障害者の生計と障害者自助団体」森壮也『障害者の貧困削減：開発途上国の生計』調査研究報告書, アジア経済研究所, 2008年, 209頁。
- 26) 井上英夫『患者の言い分と健康権』新日本出版社, 2009年, 83頁。
- 2000年
小林明子『アジアに学ぶ福祉』学苑社, 2003年
佐藤久夫・小澤温『障害者の世界 [第3版]』有斐閣, 2006年
障害者生活システム研究会編『障害者自立支援法と人間らしく生きる権利—障害者福祉改革への提言2』かもがわ出版, 2007年
障害者生活システム研究会『どうなるどうする障害者自立支援法』かもがわ出版, 2008年
障害者問題研究会『障害者問題研究』第36巻第1号(通巻133号), 2008年
鈴木静男『障害者が自立できる年金を』本の泉社, 2001年
松井亮輔・川島聡『概説障害者権利条約』法律文化社, 2010年
中村優一・一番ヶ瀬康子『世界の社会福祉3 アジア』旬報社, 1998年
長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本概要と展望』生活書院, 2008年
菅谷広宣「マレーシアに社会保障制度は存在するか」『賃金と社会保障』1496号, 旬報社, 2009年
高藤昭『障害をもつ人と社会保障法—ノーマライゼーションを超えて』明石書店, 2009年
竹前栄治・障害者政策研究会編『障害者政策の国際比較』明石書店, 2002年
田中浩『現代世界と福祉国家：国際比較研究』御茶の水書房, 1997年
広井良典・駒村康平『アジアの社会保障』東京大学出版会, 2003年
三澤了「障害者の地域生活と所得のあり方」障害学研究編集委員会『障害学研究5』明石書店, 2009年
百瀬優「障害者に対する所得保障制度—障害年金を中心に—」『季刊社会保障研究』44巻2号, 国立社会保障・人口問題研究所, 2008年
山森亮『生きていることは労働だ』—運動の中のベーシック・インカムと『青い芝』障害学研究編集委員会編『障害学研究5』明石書店, 2009年
ラジェンドラン・ムース著/萩原康生監修・田中尚訳『マレーシアの社会と社会福祉』明石書店, 2002年
若林美佳監修『図解福祉の法律と手続きがわかる事典』三修社, 2009年
- 参考文献 (英語)
Abdullah Malim Baginda, "Financing Social Welfare Service in Malaysia: some Options" in Cho Kah Sin & Ismail Muhd Salleh ed., *Caring*
- 参考文献
阿久澤麻理子・金子匡良『人権って何? Q&A』解放出版社, 2007年
東俊裕監修 DPI日本会議編集『障害者の権利条約でこう変わるQ&A』解放出版社, 2007年
井上英夫『『固有のニーズ』を持つ人と人権保障』『障害者問題研究』第31巻第4号, 2004年
井上英夫『コミュニケーション障害のある人の生活を支える視点ノーマライゼーションと人権』『言語聴覚研究』第4巻第1号, 日本言語聴覚士協会, 2007年
井上英夫『患者の言い分と健康権』新日本出版社, 2009年
井上英夫・高野範城編『実務法律講義□実務 社会保障法講義』民事法研究会, 2007年
岡部耕典『すべての人に対する基礎年金』としてのベーシック・インカム』障害学研究編集委員会『障害学研究5』明石書店, 2009年
川島聡「マレーシアの2008年障害者法と『障害者』の定義—障害者権利条約を手掛かりに—『開発途上国の障害者と法：法的権利の確立の観点から』調査研究報告書アジア経済研究所, 2009年
菊池馨実編『自立支援と社会保障—主体性を尊重する福祉, 医療, 所得保障を求め—』日本加除出版, 2008年
久野研二「マレーシアの障害者法と障害者(福祉)政策：その背景と課題」『季刊福祉労働』118号, 現代書館, 2008年
久野研二「マレーシアの障害者の生計と障害者自助団体」森壮也編『障害者の貧困削減：開発途上国の障害者の生計』調査研究報告書, アジア研究所, 2008年
河野正輝・大熊由紀子・北野誠一『講座 障害をもつ人の人権□『福祉サービスと自立支援』有斐閣,

- Society, Emerging Issues and Future Directions*. Kuala Lumpur: Institute of Strategic and International Studies (ISIS), 1992.
- Dato Abu Bakar Said, "Cooperation Between Government Agencies and Non-Governmental Organizations in the Planning and Delivery of Social Services in Malaysia" *Social Welfare Journal*, Vol. 15 No. 1, pp 15-24.
- Denison Jayasooria, Godfrey Ooi & Bathmavathi Krishnan, "Disabled Persons, the Caring Society and Policy Recommendations for the 1990s and Beyond" in Cho Kah Sin & Ismail Muhd Salleh ed., *Caring Society, Emerging Issues and Future Directions*, Kuala Lumpur: Institute of Strategic and International Studies (ISIS), 1992.
- Human Rights Commission of Malaysia, *Reports of Forum on Human Rights of the Disadvantaged 2001*, Kuala Lumpur: Human Rights of Commissioner, 2002.
- Human Rights Commission of Malaysia, *Annual Report 2003*, Kuala Lumpur: Human Rights Commission of Malaysia, 2004.
- Human Rights Commission of Malaysia, *Malaysian Human Rights Day 2002: Proceedings of the Conference on Human Rights and Education, 9-10 September 2002, Putra World Trade Center, Kuala Lumpur*, 2004.
- Inter-Ministerial Working Committee for Rehabilitation of the Disabled in co-operation with the Lee Foundation, Malaysia, *Rehabilitation of Handicapped Persons in Malaysia*, 1979.
- John Doling & Roziah Omar, *Social Welfare East and West-Britain and Malaysia*, England: Ashgate Publishing, 2000.
- Malaysian National Commission for UNESCO, Ministry of Education Kuala Lumpur Malaysia, *Courageous Handicapped-a compilation of News excerpts on IYDP activities in Malaysia*, 1982
- Memorandum to The National Economic Consultative Council II, *Beyond 2000, Equal Opportunities and Rights for the People with Disabilities*, Kuala Lumpur: Foundation for Community Studies and Development (FOCUSED), 2000.
- M Kandiah, "The National Social Welfare Policy" in Cho Kah Sin & Ismail Muhd Salleh ed., *Caring Society, Emerging Issues and Future Directions*, Kuala Lumpur: Institute of Strategic and International Studies (ISIS) Malaysia, 1992.
- P C Sushama, "The Caring Society: Institutional History and Prospects in Cho Kah Sin & Ismail Muhd Salleh ed., *Caring Society, Emerging Issues and Future Directions*, Kuala Lumpur: Institute of Strategic and International Studies (ISIS), 1992.
- Rajendran M and Sandiyao Sebastian, "Disability in Malaysia in the Context of the Asia and Pacific Decade of the Disabled", International Seminar on Disability in Asia and Pacific, Tokyo: Japan College of Social Work, 1999.
- Weiss, M.L. and Sakiha Hassan, *Social Movements in Malaysia: From Moral Communities to NGOs*, London and New York: Routledge Curzon, 2003.

参考文献 (マレー語)

- Bantuan Kewangan Persekutuan-Skim Bantuan Kebajikan*, Jabatan Kebajikan Masyarakat.
- Sayed Abd.Rahman Bin Sayed Mohamed "Peranan Sukarelawan di dalam Bidang Kebajikan Masyarakat" *Jurnal Kebajikan Masyarakat*, Vol. 18 No.1, ms. 12-20.
- Jabatan Kebajikan Masyarakat Malaysia, *Buku Sejarah Jabatan Kebajikan Masyarakat Malaysia*, Kuala Lumpur.
- Jabatan Kebajikan Masyarakat, Malaysia, *Laporan Tahunan 2001*, Kuala Lumpur: Jabatan Kebajikan Masyarakat.
- Jabatan Kebajikan Masyarakat Malaysia, *Laporan Tahunan 2002*, Kuala Lumpur: Jabatan Kebajikan Masyarakat.
- Jabatan Kebajikan Masyarakat Malaysia, *Laporan Tahunan 2003*, Kuala Lumpur: Jabatan Kebajikan Masyarakat.
- Jabatan Kebajikan Masyarakat Malaysia, *Laporan Tahunan 2004*, Kuala Lumpur: Jabatan Kebajikan Masyarakat.
- Jabatan Kebajikan Masyarakat Malaysia, *Laporan Tahunan 2005*, Kuala Lumpur: Jabatan Kebajikan Masyarakat.
- Jabatan Kebajikan Masyarakat Malaysia, *Laporan Tahunan 2006*, Kuala Lumpur: Jabatan Kebajikan Masyarakat.
- Suruhanjaya Hak Asasi Manusia Malaysia, *Laporan*

Mengenai Hak Orang Kurang Upaya, Kuala Lumpur, 2006.

参考HP

公務員年金ホームページ

http://www.jpapencen.gov.my/laman_utama.asp

(最終閲覧日2010年1月10日)

被用者積立基金ホームページ

<http://www.kwsp.gov.my/>

(最終閲覧日2010年1月10日)

社会保障機関ホームページ

<http://www.perkeso.gov.my/>

(最終閲覧日2009年5月6日)

統計局ホームページ

<http://www.statistics.gov.my/eng/index.php?option>

[=com_content&view=article&id=50:population](http://www.statistics.gov.my/eng/index.php?option)

[&catid=38:kaystats&Itemid=11](http://www.statistics.gov.my/eng/index.php?option)

(最終閲覧日2008年12月18日)